

一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

イ 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量【令和4年度分】 公表の期限：翌月の末日

一般廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
不燃残渣・RDF焼却残渣	埋め立てなし（不燃残渣は平成24年3月埋立処分終了、RDFは平成18年3月稼働休止）											

ロ 最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項【令和4年度分】

公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日及び措置を講じた日の属する月の翌月の末日

項 目	点検を行った年月日	点検を行った結果	擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁等	日常点検	異常なし		

ハ 最終処分基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項【令和4年度分】

公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日及び措置を講じた日の属する月の翌月の末日

項 目	点検を行った年月日	点検を行った結果	遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
保有水等の埋立地からの浸出を防止するための遮水工	毎月点検	異常なし		

ニ 最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府厚生省令第二号。以下「維持管理基準省令」という。）第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

埋立処分開始前【平成9年度分】

公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

検査地下水採取場所	地下水基準	周縁井戸（下三波川地内）	
検査地下水採取年月日		H10. 3. 26	
検査結果取得年月日		H10. 3. 30	
地下水の水質検査		検査結果	
アルキル水銀	検出されないこと	不検出	
総水銀	<0.0005	<0.0005	
カドミウム	<0.01	<0.005	
鉛	<0.01	<0.005	
六価クロム	<0.05	<0.01	
砒素	<0.01	<0.005	
全シアン	検出されないこと	不検出	
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	不検出	
トリクロロエチレン	<0.03	<0.002	
テトラクロロエチレン	<0.01	<0.0002	
ジクロロメタン	<0.02	<0.002	
四塩化炭素	<0.002	<0.0002	
1・2—ジクロロエタン	<0.004	<0.0002	
1・1—ジクロロエチレン	<0.02	<0.0005	
シス—1・2—ジクロロエチレン	<0.04	<0.0005	
1・1・1—トリクロロエタン	<1	<0.0005	
1・1・2—トリクロロエタン	<0.006	<0.0005	
1・3—ジクロロプロペン	<0.002	<0.0002	
チウラム	<0.006	<0.0005	
シマジン	<0.003	<0.0003	
チオベンカルブ	<0.02	<0.001	
ベンゼン	<0.01	<0.0005	
セレン	<0.01	<0.005	
電気伝導率		18.8	

塩化物イオン		13
ダイオキシン類		

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。

埋立処分開始後（地下水）【平成31年～令和4年度分】公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

検査地下水採取場所	地下水基準	周縁井戸A（下三波川地内）			
		R1. 7. 31	R2. 7. 28	R3. 7. 27	R4. 7. 26
検査地下水採取年月日		R1. 8. 19	R2. 8. 18	R3. 8. 3	
検査結果取得年月日					
地下水の水質検査					
アルキル水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ジクロロメタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1・2—ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1・1—ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1・2—ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1・1・1—トリクロロエタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1・1・2—トリクロロエタン	<0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
1・3—ジクロロプロペン	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002

チウラム	<0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	<0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
塩化ビニルモノマー(クロロエチレン)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1・4-ジオキサン	<0.005	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005
ダイオキシン類	<10	0.038	0.036	0.028	0.029

埋立処分開始後（放流水）【平成31年～令和4年度分】 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

検査放流水採取年月日	排水基準	R1. 7. 31	R2. 7. 28	R3. 7. 27	R4. 7. 26
検査結果取得年月日		R1. 8. 19	R2. 8. 19	R3. 8. 3	
放流水の水質検査					
アルキル水銀化合物	不検出	R1. 7. 31	不検出	不検出	不検出
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	<0.0005	R1. 8. 19	<0.0005	<0.0005	<0.0005
カドミウム及びその化合物	<0.003		<0.003	<0.003	<0.003
鉛及びその化合物	<0.01	不検出	<0.01	<0.01	<0.01
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）	<0.1	<0.0005	<0.1	<0.1	<0.1
六価クロム化合物	<0.04	<0.003	<0.04	<0.05	<0.05
砒素及びその化合物	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
シアン化合物	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
ポリ塩化ビフェニル	<0.0005	<0.04	<0.0005	<0.0005	<0.0005
トリクロロエチレン	<0.001	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	<0.001	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001

ジクロロメタン	<0.2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
四塩化炭素	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1・2-ジクロロエタン	<0.04	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1・1-ジクロロエチレン	<0.2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1・2-ジクロロエチレン	<0.4	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1・1・1-トリクロロエタン	<3	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1・1・2-トリクロロエタン	<0.06	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1・3-ジクロロプロペン	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
チウラム	<0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
シマジン	<0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
チオベンカルブ	<0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
ベンゼン	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1・4-ジオキサン	<0.5	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
セレン及びその化合物	<0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ほう素及びその化合物	<10	1.1	0.78	0.88	0.84
ふつ素及びその化合物	<8	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
塩化ビニルモノマー(クロエレン)	<0.02	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	<100	5.0	0.1	0.1	0.1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	<5	<1	<1	<1	<1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	<30	<1	<1	<1	<1
フェノール類含有量	<1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
銅含有量	<3	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
亜鉛含有量	<2	0.04	0.02	0.04	0.02
溶解性鉄含有量	<10	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
溶解性マンガン含有量	<10	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
クロム含有量	<2	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05

大腸菌群数	<3,000	0	0	6	0
窒素含有量	<120	5.3	2.9	5.0	6.5
磷含有量	<16	0.3	0.8	0.7	0.7
ダイオキシン類	<10	0.000096	0.00044	0.00055	0.0045

埋立処分開始後（上流表流水）【令和4年度分】

公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検査地下水採取場所	思川沢水（上流・鬼石地内）											
検査地下水採取月日	4/26	5/24	6/28	7/26	8/23	9/27	10/25	11/22	12/20	1/24	2/21	3/7
検査結果取得月日	5/9	6/1	7/5	8/8	8/30	10/4	11/1	11/30	12/27	1/31	3/1	3/14
電気伝導率	21	22	21	20	20	13	18	20	19	20	20	21
塩化物イオン	3	3	3	2	3	2	2	3	3	3	3	3
<p>上流で地下水採水できないため、表流水（沢水）で検査を行っている。</p> <p>最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。</p> <p>窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。</p>												

埋立処分開始後（下流周縁井戸）【令和4年度分】

公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検査地下水採取場所	周縁井戸（下流・下三波川地内）											
検査地下水採取月日	4/26	5/24	6/28	7/26	8/23	9/27	10/25	11/22	12/20	1/24	2/21	3/7
検査結果取得月日	5/9	6/1	7/5	8/8	8/30	10/4	11/1	11/30	12/27	1/31	3/1	3/14
電気伝導率	9.9	10	11	11	13	13	12	12	10	9.6	9.2	9.0
塩化物イオン	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満
<p>最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。</p> <p>窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。</p>												

埋立処分開始後（上流表流水）【令和3年度分】

公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検査地下水採取場所	思川沢水（上流・鬼石地内）											
検査地下水採取月日	4/27	5/25	6/22	7/27	8/24	9/28	10/26	11/22	12/21	1/25	2/22	3/1
検査結果取得月日	5/10	6/1	6/30	8/3	8/31	10/5	11/1	12/1	1/5	2/2	3/2	3/9
電気伝導率	19	19	19	17	15	18	18	20	19	19	20	20
塩化物イオン	3	3	4	3	2	2	3	3	3	3	3	3
<p>上流で地下水採水できないため、表流水（沢水）で検査を行っている。</p> <p>最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。</p> <p>窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。</p>												

埋立処分開始後（下流周縁井戸）【令和3年度分】

公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検査地下水採取場所	周縁井戸（下流・下三波川地内）											
検査地下水採取月日	4/27	5/25	6/22	7/27	8/24	9/28	10/26	11/22	12/21	1/25	2/22	3/1
検査結果取得月日	5/10	6/1	6/30	8/3	8/31	10/5	11/1	12/1	1/5	2/2	3/2	3/9
電気伝導率	9.6	10	8.3	10	13	12	13	12	11	9.4	9.4	9.2
塩化物イオン	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満
<p>最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。</p> <p>窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。</p>												

埋立処分開始後（上流表流水）【令和2年度分】

公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検査地下水採取場所	思川沢水（上流・鬼石地内）											
検査地下水採取月日	4/28	5/26	6/23	7/28	8/25	9/23	10/27	11/24	12/22	1/26	2/22	3/2
検査結果取得月日	5/11	6/3	6/30	8/7	9/10	10/9	11/7	12/4	1/14	2/10	3/10	3/31
電気伝導率	13	15	9.6	8.9	13	16	13	15	15	16	17	17
塩化物イオン	3	3	2	2未満	3	3	3	3	3	4	4	3
<p>上流で地下水採水できないため、表流水（沢水）で検査を行っている。</p> <p>最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。</p> <p>窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。</p>												

埋立処分開始後（下流周縁井戸）【令和2年度分】

公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検査地下水採取場所	周縁井戸（下流・下三波川地内）											
検査地下水採取月日	4/27	5/25	6/22	7/27	8/24	9/28	10/26	11/22	12/21	1/25	2/22	3/1
検査結果取得月日	5/10	6/1	6/30	8/3	8/31	10/5	11/1	12/1	1/5	2/2	3/2	3/9
電気伝導率	9.6	10	8.3	10	13	12	13	12	11	9.4	9.4	9.2
塩化物イオン	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満
<p>最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。</p> <p>窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。</p>												

埋立処分開始後（下流周縁井戸）【平成31年度分】

公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検査地下水採取場所	周縁井戸（下流・下三波川地内）											
検査地下水採取月日	4/23	5/28	6/25	7/31	8/27	9/24	10/23	11/26	12/24	1/29	2/25	3/3
検査結果取得月日	5/8	6/4	7/2	8/19	9/3	10/1	10/31	12/3	1/7	2/6	3/4	3/10
電気伝導率	8.9	9.3	8.5	9.0	10.0	10.0	11.0	11.0	9.6	8.4	8.6	8.7
塩化物イオン	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満
<p>最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。</p> <p>窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。</p>												

埋立処分開始後（放流水）【令和4年度分】

公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検査放流水採取月日	4/26	5/24	6/28	7/27	8/24	9/27	10/25	11/22	12/20	1/24	2/21	3/7
検査結果取得月日	5/9	6/1	7/5	8/8	8/30	10/4	11/1	11/30	12/27	1/31	3/1	3/14
水素イオン濃度	8.0	8.1	7.8	8.5	8.1	7.9	8.1	8.3	8.1	7.8	7.9	8.0
物化学的酸素要求量	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
化学的酸素要求量	4	2	4	4	4	8	3	3	5	3	3	3
浮遊物質量	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満
窒素含有量	6.7	2.8	4.8	6.5	5.4	8.2	7.1	7.0	5.8	6.8	8.1	8.0
<p>最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。</p> <p>窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。</p>												

埋立処分開始後（放流水）【令和3年度分】

公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検査放流水採取月日	4/27	5/25	6/22	7/27	8/24	9/28	10/26	11/22	12/21	1/25	2/22	3/1
検査結果取得月日	5/10	6/1	6/30	8/3	8/31	10/5	11/1	12/1	1/5	2/2	3/2	3/9
水素イオン濃度	8.2	7.9	7.9	8.0	8.1	8.0	8.0	8.1	8.0	8.3	8.2	8.0
生物化学的酸素要求量	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
化学的酸素要求量	3	3	4	4	4	4	4	4	7	4	5	5
浮遊物質	4	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満
窒素含有量	2.2	5.4	6.0	5.0	5.3	6.0	6.0	6.6	6.5	6.8	6.7	6.5
<p>最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。</p> <p>窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。</p>												

埋立処分開始後（放流水）【令和2年度分】

公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検査放流水採取月日	4/28	5/26	6/23	7/28	9/10	10/9	11/7	12/4	1/14	2/10	3/10	3/31
検査結果取得月日	5/11	6/3	6/30	8/7	8/25	9/23	10/27	11/24	12/22	1/26	2/22	3/2
水素イオン濃度	8.0	8.0	7.9	8.0	8.0	8.3	8.1	7.8	7.8	7.7	7.8	7.9
生物化学的酸素要求量	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
化学的酸素要求量	4	4	4	3	3	4	4	4	3	3	6	6
浮遊物質	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満
窒素含有量	3.0	4.2	3.3	2.9	4.3	4.8	4.4	4.8	5.4	5.5	5.5	5.7
<p>最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。</p> <p>窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。</p>												

埋立処分開始後（放流水）【平成31年度分】

公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検査放流水採取月日	4/23	5/28	6/25	7/31	8/27	9/24	10/23	11/26	12/24	1/29	2/25	3/3
検査結果取得月日	5/8	6/4	7/2	8/19	9/3	10/1	10/31	12/3	1/7	2/6	3/4	3/10
水素イオン濃度	7.8	8.0	8.0	8.1	8.0	8.1	8.0	7.9	8.2	7.9	8.0	8.0
生物化学的酸素要求量	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
化学的酸素要求量	4	4	4	4	4	5	6	6	4	7	4	2
浮遊物質量	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満
窒素含有量	6.3	5.8	5.5	5.3	5.5	6.7	4.4	4.3	4.5	4.0	4.6	5.0

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。
 窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

ホ 最終処分基準省令第一条第二項第十一号及び維持管理基準省令第一条第二号の規定による措置に関する次に掲げる事項

(状況：令和 年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項 目	原因の調査	措置を講じた年月日	措置の内容
水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合			

ヘ 最終処分基準省令第一条第二項第十三号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：令和 年度分 公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

(状況：令和 年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項 目	点検を行った年月日	点検を行った結果	調整池が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整することができる耐水構造の調整池				

ト 最終処分基準省令第一条第二項第十四号ロの規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：令和4年度分 公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

(状況：令和 年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
浸出液処理設備の機能の状態	毎週1回	異常なし		

チ 最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：令和 年度分 公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

(状況：令和 年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
有効な防凍のための措置の状況				

リ 最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

(状況：平成23年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

項目	測定を行った年月日	測定を行った結果
残余の埋立容量の測定	H24.3.31	埋立処分終了